平成２８年（フ）第１８３０号
東京都墨田区文花３―23―６、住民票上の住所東京都墨田区立花４丁目17―18―105
破産者　野呂瀬祐一
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８４４号
東京都大田区山王２丁目21―３―201
破産者　渡邉千佳子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８４８号
東京都葛飾区東四つ木１丁目12―21―202
破産者　横田　初男
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８５８号
東京都杉並区井草５丁目17―12―101
破産者　星　　真宏
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８７６号
東京都世田谷区八幡山３丁目37―９―102
破産者　武田　光輝
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１３号
東京都中野区本町４丁目４―４―203
破産者　加藤　朋子
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９４２号
東京都大田区萩中２丁目４―５―205
破産者　池田　　浩
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９４８号
東京都世田谷区桜丘５丁目27―４　コーポたつみ１Ｂ
破産者　高島　嘉久
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０号
山口市阿東生雲東分672番地１
破産者　有限会社阿東ファーム
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
仙台市青葉区錦町２丁目１番３号大興ビル103号
破産者　株式会社ゼイケイ
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番24号　（エスペランサ３番館101）
破産者　岩尾　邦彦
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４７８号
千葉県柏市新柏１丁目1453番地２　テラスアルファー101号、開始決定時の住所千葉県柏市手賀の杜２丁目４番地10
破産者　松本　一男
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９５号
千葉県松戸市岩瀬50番地の６　庵原方
破産者　笠川　成男
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６４０号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町30番地の１コーポ中松203号
破産者　青木　和彦
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６５０号
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目４番26号　（ハイムタツミ101）
破産者　長島由美子
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５号
千葉県松戸市日暮１丁目15番地の20　ＡＤ日暮300号
破産者　遠藤　順一
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９号
千葉県柏市逆井５丁目15番16号　レオパレスサンクレール柏Ａ―104号
破産者　瀬尾　三男
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３２０１号
大阪市住吉区南住吉１丁目４番15号
破産者　株式会社ＶＥＳＴＩＡＩＲＥ
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６４７号
大阪市西区靱本町１丁目７番22号
破産者　株式会社プラスワン
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３６４号
大阪市中央区松屋町住吉４番４号
破産者　株式会社和幸
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５３号
大阪市天王寺区上本町８丁目６番６号（貴志ビル）
破産者　有限会社アテック
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部